

財政健全化に向けたアクションプログラム

緊急財政対策にかかる 事務事業の見直しについて

(目黒区企画経営部行革推進課・財政課)

はじめに

区は、現在かつてないほどの財政危機に直面しています。

このような状況を踏まえ、区では昨年、区長を本部長とする緊急財政対策本部を設置し、事務事業の見直しを行い財源の確保に努めていますが、区民の皆さんから、「何故、目黒区だけが緊急財政対策に取り組まなければならないのか」、「目黒区の財政が厳しい原因が知りたい」、「財政健全化への取り組みはどのようなことをするのか」、「何故、180億円もの財源を確保するのか」、「区の将来的なビジョンは？」など、たくさんのご意見をお寄せいただきました。

そこで、今回、財政健全化に向けたアクションプログラムの中のひとつである「緊急財政対策にかかる事務事業の見直し検討結果」の公表にあたり、区民の皆さんに向けて、目黒区の財政状況、何故これほどの見直しが必要なのか、今回の見直しのポイント、見直しの結果についてまとめました

この冊子が、現在の目黒区の置かれている状況をご理解いただくための一助となれば幸いです。

平成 23 年 9 月

目黒区企画経営部 行革推進課
財政課

目 次

第1章 目黒区がなぜ財政健全化に取り組むのか

- 1 収入と支出の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 貯金（積立基金）残高の動き・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 現時点での収支の見通し・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 財政健全化へのアクションプログラム

- 1 財政運営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 緊急財政対策本部における事業見直し・・・・・・・・ 10
- 3 各部局における事業見直し・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 新行革計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 次期実施計画の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 緊急財政対策にかかる事務事業見直し

- 1 見直しにあたっての考え方・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 見直しの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

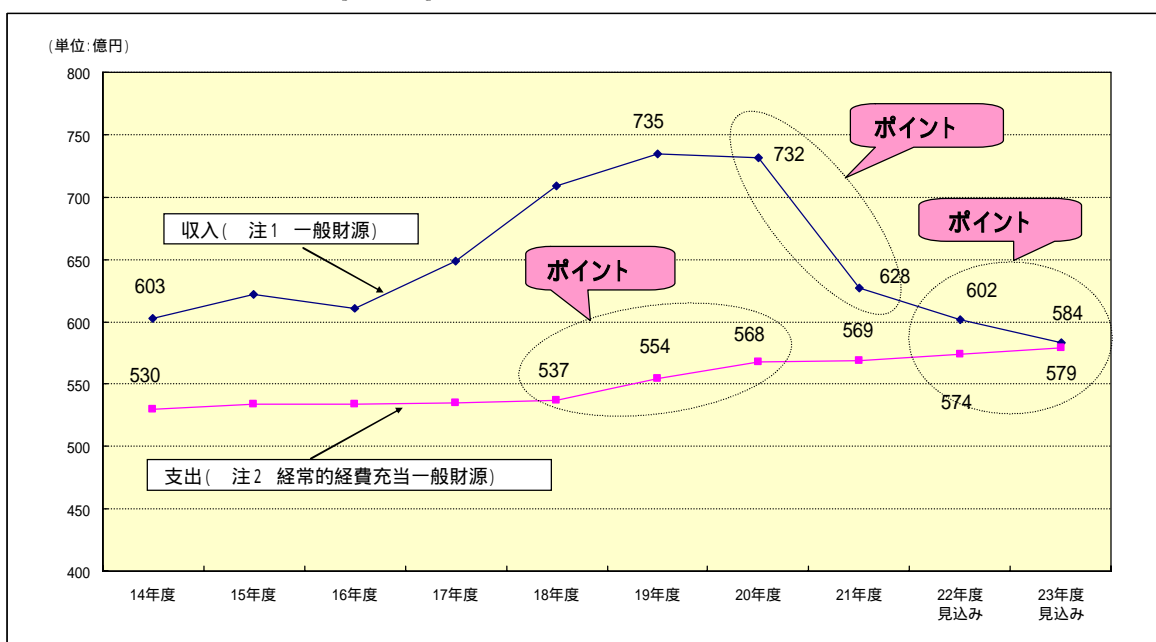
【参考】

- 事務事業見直し評価結果別内訳概要・・・・・・・・・・ 16

第1章 目黒区がなぜ財政健全化に取り組むのか

何故、今目黒区が財政健全化に取り組む必要があるのかについて、現在の財政状況を基に説明します。

1 収入と支出の動き（図1）



ポイント

特別区税などを中心とする収入（一般財源）が、世界的経済危機の影響で、20年度を境に大幅に落ち込んでいます。

（解説）

一般財源とは・・・

〔 区の判断で自由に事業に活用できる財源です。主なものとして、特別区税、特別区財政調整交付金、地方特例交付金などが挙げられます。〕

16年度から19年度にかけては、景気回復を背景に堅調に伸びてきました。

20年度から21年度決算にかけては、世界的経済危機の影響による景気後退により100億円を超える歳入の大幅な減額となりました。

特別区全体でも、21年度の決算は、20年度に比べ、特別区税が126億円（1.3%）、特別区財政調整交付金が1,365億円（13.7%）となっています。

目黒区の21年度決算は、20年度に比べ、特別区税が47億円（10.2%）で、これは、前年度に大口分離譲渡分の臨時的収入（約40億円）があったこと及び景気後退の影響による全般的な所得の減が主な要因です。

同様に、特別区財政調整交付金は51億円（27.3%）で、その原資である市町村民税法人分の企業収益悪化などの影響による減収と、前述の特別区税の臨時的収入による基準財政収入額の増加によって、交付金が減となったことが主な要因です。

特別区税と特別区財政調整交付金の関係について・・・

東京都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用されており、本来は市町村が行う事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性、統一性を確保する観点から、一体的に実施する必要がある上下水道や消防などの事務を都が行っています。

この財源として、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の収入額の合算額の45%が都に配分され、残りの55%が特別区財政調整交付金として特別区に交付されます。

特別区相互間では税源の著しい偏在や昼夜間人口の格差という地域特性があり、財政調整交付金は特別区相互間の均衡を保つ仕組みとして機能しています。人口などの区の規模に応じて必要なサービス量を積み上げた基準財政需要額と、特別区税の一定割合などを積み上げた基準財政収入額との差額が、特別区財政調整交付金として交付されます。

つまり、区税収入が上がれば、財政調整交付金は減らされる仕組みになっているということです。

ポイント

支出では、経常的経費に充当される一般財源が減少することなく右肩上がりの動きを示しています。

(解説)

経常的経費充当一般財源とは・・・

〔 毎年度継続的に対応している事業などに支出している経費のうち、国都支出金や使用料
・保育料などの特定財源を除いた金額です。 〕

経常的な経費は、地方自治体が行政活動を行っていく上で大きなウエイトを占める経費（容易に削減することが困難な人件費、公債費、法内扶助費など）です。

14年度以降右肩上がり傾向が続いていますが、特に19年度・20年度決算の2か年で30億円を超える伸びを示しました。

21年度決算における特別区全体の経常的経費の負担状況は表1のとおりです。

ここでいう「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、特別区税など経常的に収入される一般財源のうちどれだけが経常的経費に充てられているかを示すものです。

他区と比較して義務的経費が高い点が特徴（特別区平均48.8%に対し目黒区は58.5%）で、その中でも人件費、公債費の割合が高く、扶助費の割合が低くなっています。また、物件費・補助費なども合わせた全体では、特別区平均82.1%に対し、目黒区は95.3%と、23区のうち最も高い割合を示しています。

表1 21年度決算における経常収支比率の状況

(単位：%)

	義務的経費						その他経費						全体							
	人件費		扶助費		公債費		義務的経費計		物件費		維持補修費		補助費等		繰出金		その他経費計			
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位		
千代田	34.9	20	4.1	1	3.3	4	42.3	3	19.8	16	1.7	16	7.4	18	4.2	3	33.1	14	75.4	3
中央	30.7	15	6.1	2	3.1	3	39.9	2	23.3	23	1.7	16	8.9	22	4.1	1	38.7	22	78.5	5
港	23.4	3	6.6	3	1.5	1	31.5	1	20.6	20	1.2	10	6.9	14	4.1	1	32.8	12	64.4	1
新宿	35.8	23	14.1	13	4.3	8	54.2	21	17.3	8	2.6	22	4.1	1	7.5	11	31.6	7	85.8	19
文京	34.0	19	6.8	4	5.8	13	46.6	7	17.3	8	0.7	2	6.2	9	7.5	11	31.7	8	78.3	4
台東	28.3	8	13.6	12	8.4	19	50.3	14	17.6	10	1.8	18	6.2	9	7.4	9	33.0	13	83.3	14
墨田	30.4	14	15.0	17	6.0	14	51.4	16	21.9	22	1.5	14	7.3	17	8.1	19	38.8	23	90.2	22
江東	26.7	4	14.6	15	3.8	6	45.2	6	20.3	17	1.8	18	8.6	20	6.1	5	36.8	19	82.0	11
品川	28.0	6	10.1	7	4.4	9	42.5	4	18.9	13	1.0	9	5.8	6	6.3	6	32.1	10	74.6	2
目黒	35.0	22	9.7	6	13.9	23	58.5	23	20.4	18	1.4	12	7.4	18	7.5	11	36.8	19	95.3	23
大田	28.1	7	16.4	19	6.2	15	50.7	15	14.9	2	2.0	21	5.7	5	8.2	20	31.0	5	81.7	9
世田谷	28.9	10	11.7	10	7.0	17	47.5	8	20.5	19	0.3	1	8.8	21	7.8	16	37.5	21	85.0	18
渋谷	34.9	20	9.1	5	5.1	11	49.1	13	19.3	15	0.7	2	6.9	14	6.3	6	33.3	15	82.3	12
中野	33.8	18	12.0	11	10.6	21	56.4	22	16.6	7	1.3	11	5.2	3	7.9	17	31.1	6	87.5	21
杉並	33.4	17	11.6	9	3.3	4	48.3	9	18.8	12	0.8	6	6.0	8	9.1	23	34.7	16	83.0	13
豊島	31.7	16	11.3	8	10.4	20	53.3	19	15.8	4	0.8	6	5.3	4	8.3	21	30.2	3	83.5	15
北	29.9	13	14.3	14	4.2	7	48.4	10	20.7	21	1.4	12	5.8	6	8.3	21	36.3	18	84.7	17
荒川	28.3	8	14.6	15	5.7	12	48.7	11	15.9	6	0.7	2	6.5	12	7.4	9	30.6	4	79.3	7
板橋	28.9	10	18.1	21	6.5	16	53.6	20	19.1	14	0.8	6	4.7	2	7.9	17	32.5	11	86.1	20
練馬	29.2	12	15.9	18	7.5	18	52.6	17	15.8	4	1.6	15	6.9	14	7.5	11	32.0	9	84.6	16
足立	23.0	1	18.6	22	11.2	22	52.9	18	15.0	3	0.7	2	6.6	13	6.7	8	29.0	1	81.9	10
葛飾	27.2	5	17.0	20	4.8	10	49.0	12	14.1	1	1.9	20	6.2	9	7.7	15	29.9	2	79.0	6
江戸川	23.1	2	19.3	23	1.6	2	44.0	5	18.2	11	2.7	23	9.3	23	5.7	4	35.8	17	79.9	8
特別区	29.0		13.8		6.1		48.8		18.0		1.4		6.7		7.2		33.3		82.1	

(1) 人件費の分析

職員の年齢構成では、50歳以上の職員構成が特別区全体と比較すると4ポイント近く上回っています。これは、昭和40年代から50年代にかけて、きめ細かな区民サービスを行う目的で22の住区サービス事務所を整備していることや、区民センター、緑が丘文化会館といった施設整備に伴い職員採用数を増やしてきたことが要因です。

表2 年齢別職員構成(平成21年4月1日現在)

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代
特別区計	10.8%	21.3%	33.3%	34.6%
目黒区	11.0%	18.2%	32.3%	38.4%

現状では他区に比べて職員の年齢構成が高いことが人件費の負担に大きな影響を与えています。

次に、職員数を他区と比較するために、住民登録者数を職員数で割り、職員1人当たりの人口を算出したものが、表3です。

23区との比較では、職員1人当たりの人口が多い順で、本区は16位(114人)に位置しており、順位は中位ですが、数値は23区平均(139人)を下回っています。

同様に職種別の比較では、事務系は平均を下回る15位、福祉系は21位で、23区の中でも特に下位に位置しており、他区と比較して職員数が多いことを示しています。

表3 23区職員数の比較(22.04.01特別区現員調べに基づく)

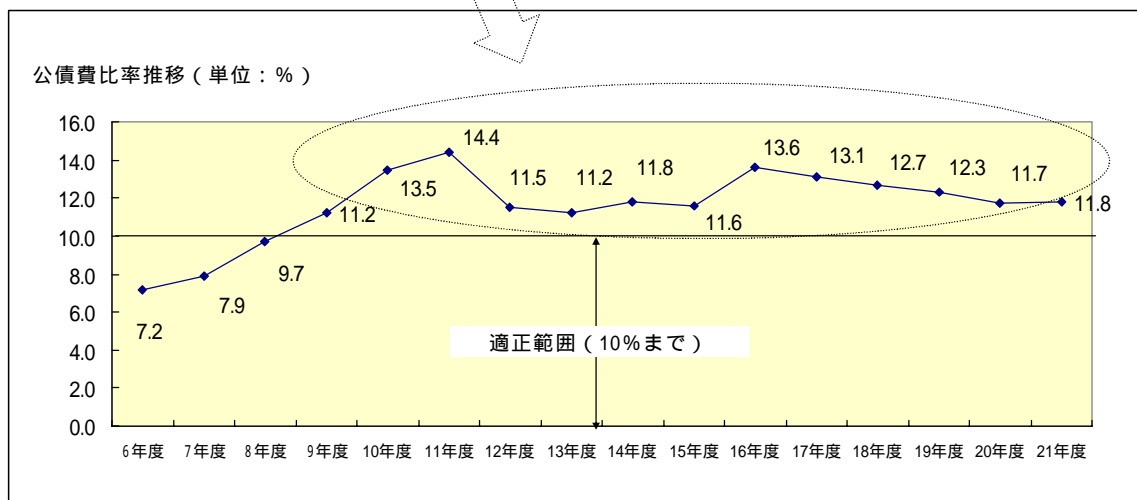
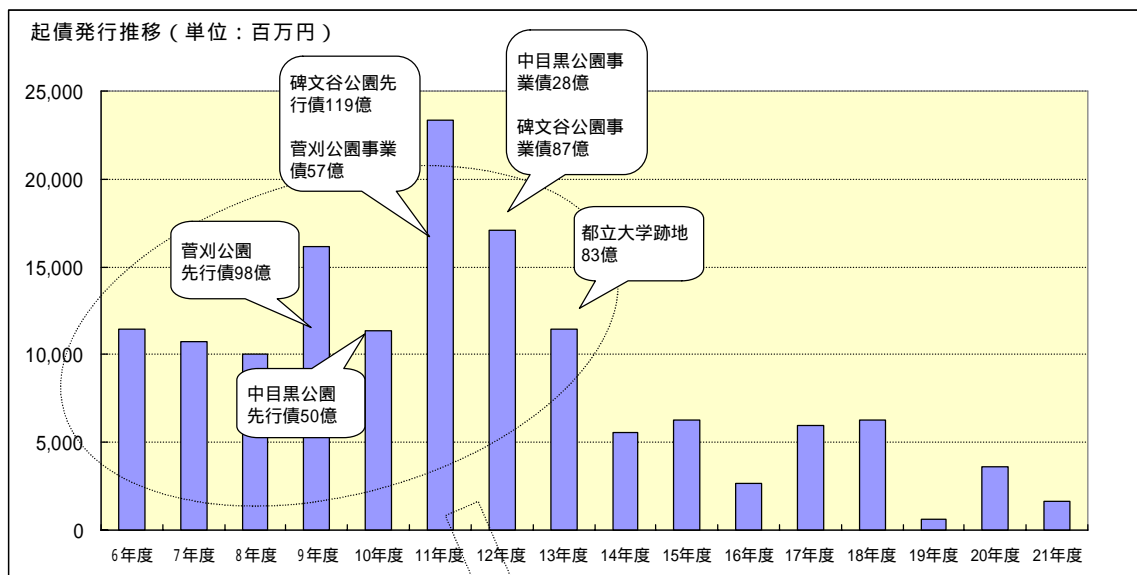
区名	住民登録 22.04.01	順位	職員合計			事務系			福祉系		
			職員数	人口/ 職員数 1	順位	職員数	人口/ 職員数 1	順位	職員数	人口/ 職員数 1	順位
1 千代田	47,483	23	1,017	47	23	530	90	23	117	406	23
2 中央	115,008	22	1,424	81	22	619	186	21	270	426	20
3 港	202,505	17	2,109	96	21	986	205	20	394	514	14
4 新宿	282,612	13	2,708	104	19	1,187	238	17	636	444	18
5 文京	189,959	19	1,739	109	17	760	250	14	421	451	17
6 台東	167,482	21	1,575	106	18	976	172	22	204	821	1
7 墨田	239,440	16	1,952	123	14	1,011	237	18	438	547	10
8 江東	467,835	8	2,766	169	3	1,144	409	3	721	649	5
9 品川	349,829	10	2,589	135	10	1,019	343	9	808	433	19
10 目黒	253,557	14	2,216	114	16	1,022	248	15	597	425	21
11 大田	674,637	3	4,380	154	5	1,816	371	6	1,228	549	9
12 世田谷	833,015	1	4,929	169	4	2,236	373	4	1,122	742	2
13 渋谷	195,980	18	1,982	99	20	927	211	19	354	554	8
14 中野	300,009	12	2,240	134	11	1,058	284	13	573	524	12
15 杉並	527,773	6	3,579	147	6	1,479	357	8	1,000	528	11
16 豊島	245,356	15	1,975	124	13	862	285	12	593	414	22
17 北	318,715	11	2,397	133	12	1,104	289	11	671	475	15
18 荒川	188,129	20	1,547	122	15	768	245	16	329	572	6
19 板橋	518,242	7	3,535	147	8	1,617	320	10	917	565	7
20 練馬	693,276	2	4,713	147	7	1,695	409	2	1,483	467	16
21 足立	643,077	5	3,499	184	1	1,728	372	5	917	701	4
22 葛飾	432,958	9	3,010	144	9	1,211	358	7	835	519	13
23 江戸川	652,762	4	3,638	179	2	1,520	429	1	886	737	3
計	8,539,639		61,519			27,275			15,514		
平均	371,289		2,675	139		1,186	313		675	550	

1:各区の職員数を比較するため、住民登録者数を職員数で割り、職員1人当りの人口を算出した数値。

(2) 公債費の分析

公債費は過去に行った起債の償還経費であることから、起債を行えば後年度に義務的に発生するものです。平成6年度以降の起債発行の推移と公債費比率(一般財源総額に占める償還経費の割合)の関係を見ると、公園整備を中心とした起債を行っていることが負担の高い要因です。

目黒区では、他区と比較して区民1人当たりの公園面積が狭いため、用地を確保して整備を促進してきました。近年、起債発行を抑制してきていることから、公債費比率は、24年度には適正値にまで下がる見通しとなっていますが、現時点では他区よりも負担が重い状況です。



起債について・・・

施設建設などで多額の資金を要する場合に、区が外部(政府資金・民間資金)から資金を調達する長期の借入金のことを特別区債といい、これを発行することを起債といいます。

長く利用される公共施設については、特別区債でその整備費を賄うことにより、将来世代の区民にも応分の負担を求め、世代間の負担を公平にすることができます。

ポイント

収入のほとんどを経常的な経費で使い果たしてしまい、新規や臨時的事業に使えるお金が不足しています。

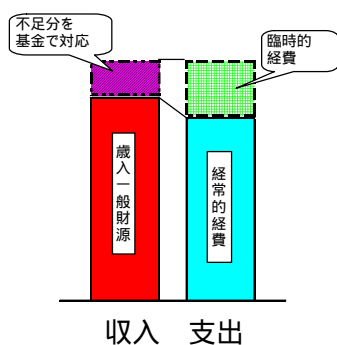
(解説)

臨時的な事業とは・・・

〔 一時的な行政需要に対応する経費です。主なものとして、施設の大規模改修改築経費、実施計画事業費などが挙げられます。 〕

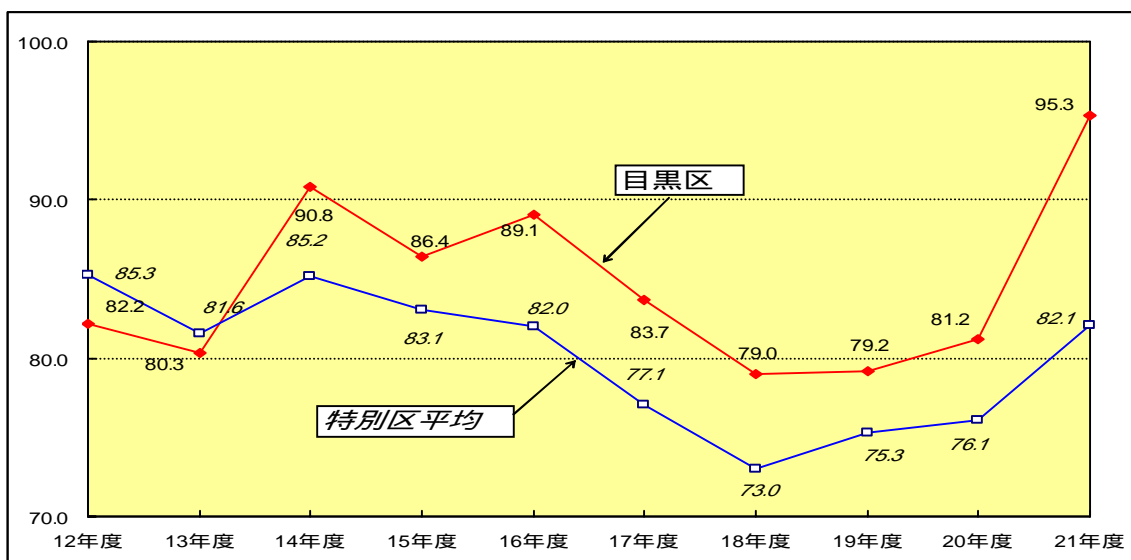
経常的経費と同様、老朽化した施設の改修など、対応が必要な臨時的経費も存在します。

経常的経費の負担が大きいと、臨時的経費にも対応するには全体としての財源が不足することになり、基金活用が必要となります。



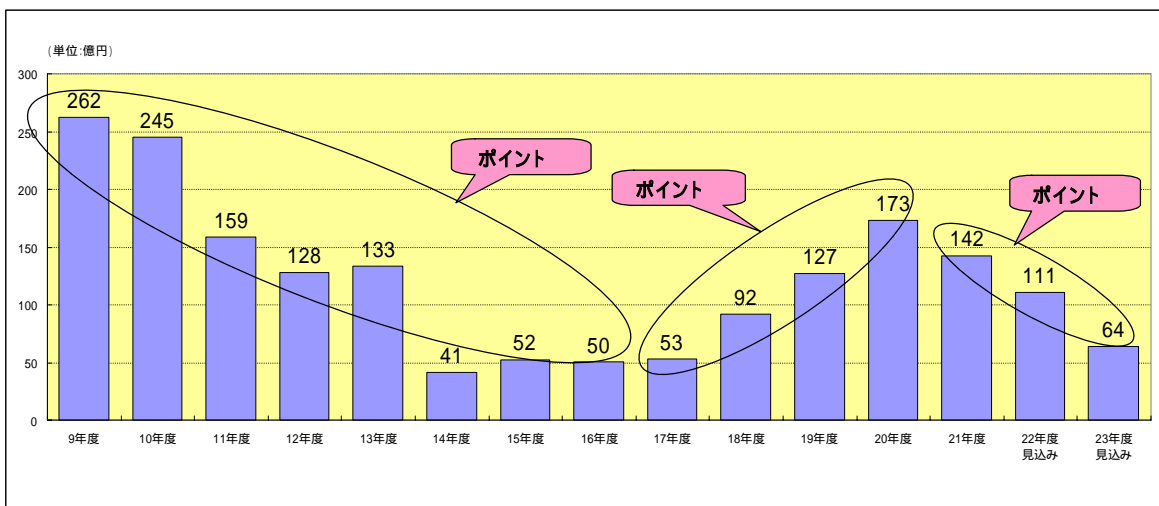
経常的経費だけでなく、待機児童対策や区民の暮らしを支える緊急経済対策など、重要施策を行う必要があったことから、基金を取り崩して対応し、毎年度の収支を均衡させて予算を編成してきました。

(参考) 経常収支比率の推移



$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常歳入一般財源} + \text{減税補てん債等}}$$

2 貯金（積立基金）残高の動き（図2）



ここで言う貯金（積立基金）とは、財源不足を解消するための3つの基金（財政調整基金、減債基金の一部（一般分）、施設整備基金）の合計です。

ポイント（平成16年度まで）

バブル経済崩壊後の厳しい財政状況の下で、都立大学跡地の整備（めぐろパーシモンホールなど）や新庁舎への移転など、そのときどきの必要と判断した施策に貯金を活用して取り組んできました。

心身障害者センター・体育館・図書館・区民斎場などを備えた都立大学跡地施設の整備（全体で77億円活用）や、旧庁舎の老朽化、耐震性の課題を解消するために必要不可欠であった新庁舎整備（全体で33億円活用）、区立の全小中学校の耐震補強工事（全体で1.5億円活用）などに対して財源活用可能基金を活用してきました。

ポイント（平成17年度～20年度）

将来の経済変動などに備えて積立を行い、20年度末残高では11年度末残高を超える額にまで貯金を回復させました。

17年度以降は、老朽化した小・中学校の改築、保育所や区民住宅を備えた上目黒一丁目の整備などに取り組みながらも、景気の回復基調を背景に、可能な限り基金を積み立ててきました。

ポイント（21年度以降）

20年度を境に急激に収入が悪化し、区民生活への影響を最小限にするために、毎年度大幅に貯金を取り崩して対応せざるを得ない状況になりました。

歳入が激減する厳しい財政状況の下でも、基金を取り崩しながら、区内中小企業支援や生活者支援を柱とする緊急経済対策（暮らしサポート）の継続実施など、区民生活を支える重点施策への対応を図ってきました。

具体的には、区内中小企業向け支援として、融資あっせん制度の拡大や公共工事の発注拡大など、また、生活者支援として、認可・認証保育所の増設等の待機児対策や、特別養護老人ホームの正規職員化等の雇用対策を実施してきました。このほか、子宮頸がん予防ワクチン等予防接種への助成や民間建築物の耐震化促進助成など、区民生活の安心の確保に向けた取組みも進めてきました。

(参考) 平成 21 年度末現在における積立基金の状況 (普通会計決算)

(単位: 億円)

項目 区名	標準財政規模	財政調整基金			その他基金			積立金合計		
		21年度末 現在	順位 高 大 小	対標準財政 規模	21年度末 現在	順位 高 大 小	積立金 現在	順位 高 大 小		
千代田	317	236	6	74.5%	432	9	668	9		
中央	444	135	15	30.4%	425	10	560	10		
港	845	491	1	58.0%	786	3	1,277	3		
新宿	833	247	5	29.6%	307	13	554	13		
文京	572	225	9	39.3%	282	15	506	15		
台東	557	98	17	17.7%	242	18	340	18		
墨田	658	67	20	10.2%	112	23	179	23		
江東	1,077	232	8	21.5%	440	8	672	8		
品川	948	61	21	6.4%	648	5	709	5		
目黒	702	46	23	6.5%	164	22	210	22		
大田	1,644	410	2	24.9%	596	6	1,006	6		
世田谷	1,873	183	12	9.8%	524	7	707	7		
渋谷	633	409	3	64.6%	262	17	671	17		
中野	774	205	11	26.4%	169	21	373	21		
杉並	1,212	208	10	17.2%	207	19	415	19		
豊島	677	79	19	11.6%	305	14	383	14		
北	871	125	16	14.3%	263	16	388	16		
荒川	607	60	22	10.0%	201	20	261	20		
板橋	1,262	139	14	11.0%	309	12	449	12		
練馬	1,653	262	4	15.8%	341	11	602	11		
足立	1,667	181	13	10.8%	861	1	1,041	1		
葛飾	1,144	96	18	8.4%	706	4	802	4		
江戸川	1,594	235	7	14.7%	798	2	1,033	2		
計	22,564	4,427		19.6%	9,380		13,807			
平均	981	192			408		600			

標準財政規模とは・・・

「標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模」を示し、都区財政調整で算定された収入額をもとに算出した区税収入額などのほか、都区財政調整交付金(普通交付金)を加算して算出します。

財政調整基金について見ると、目黒区の残高は 23 区で最も少ない 46 億円、標準財政規模に対する残高の割合も 6.5%と特別区全体の平均値 19.6%の半分以下となっており、積立基金の余力が無いことが分かります。

3 現時点での収支の見通し（下表）

（単位：億円）

	23年度	24年度	25年度	26年度
収入	890	929	851	818
うち貯金（積立基金） 取り崩し額	47	38	39	0
支出	890	929	878	903
うち貯金（積立基金） 積み立て額	0	13	0	0
収支状況（収入 - 支出）	0	0	27	85
財源不足に活用できる 貯金（積立基金）の残高	64	39	0	0

ポイント

ポイント

ポイント

平成 25 年度に不足する 27 億円と、26 年度に不足する 85 億円を合わせた、112 億円を確保します。

+

ポイント

今後の経済変動や災害発生などを考慮して、23 年度の貯金残高 64 億円を残します。



112 億円 + 64 億円 = 176 億円 < 180 億円（一般財源ベース）を、24 年度からの 3 か年で段階的に支出を落とすことなどによって確保します。これにより、収入に見合った行財政運営を実現します。

（解説）

国の景気判断や区の事業計画を基にした現時点での収入の見通しでは、景気回復が見込めない状況で、区税収入及び交付金（特別区財政調整交付金や地方特例交付金など）の 23 年度以降の伸びは無いものとして計上しました。また、支出の見通しでは、人件費として、定年退職者の動きや行革計画等に基づく人員削減を見込んだほか、昨年度の緊急財政対策による実施計画事業延期などを反映した上で 26 年度までの事業費の見込みを計上しました。

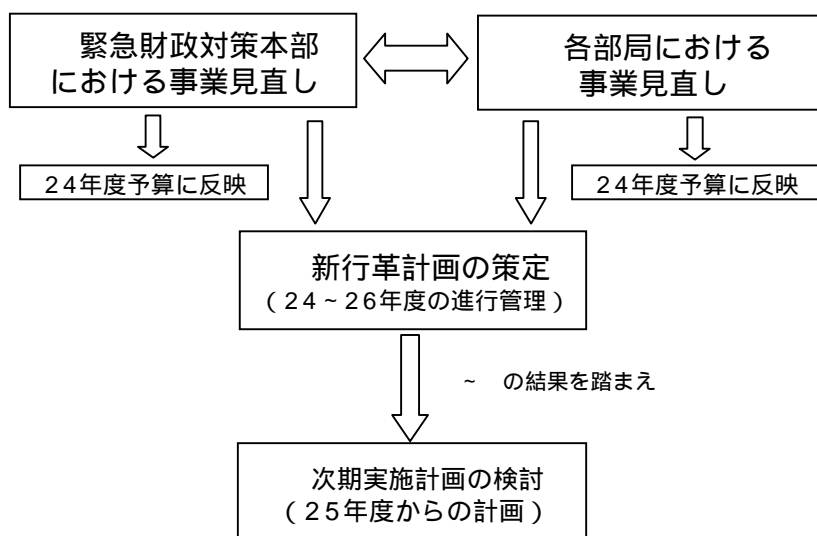
24 年度末の基金残高 39 億円を全て使い果たしても、25 年度は収入が 27 億円足りず、26 年度は活用できる基金が皆無です。

今後、東日本大震災の影響によって、国都支出金などの特定財源も含めた収入の減少傾向に更に拍車がかかることが予想されます。

第2章 財政健全化へのアクションプログラム

財政の健全化を実現するため、財政運営の目標を定め、「緊急財政対策本部における事業見直し」「各部局における事業見直し」「新行革計画の策定」「次期実施計画の検討」の4つを柱として取り組みを進めます。

【財政健全化に向けたアクションプログラム】



1 財政運営の目標

ア 短期的目標

現行の財政計画の期間である平成26年度までの財源不足を確実に回避することを目指します。

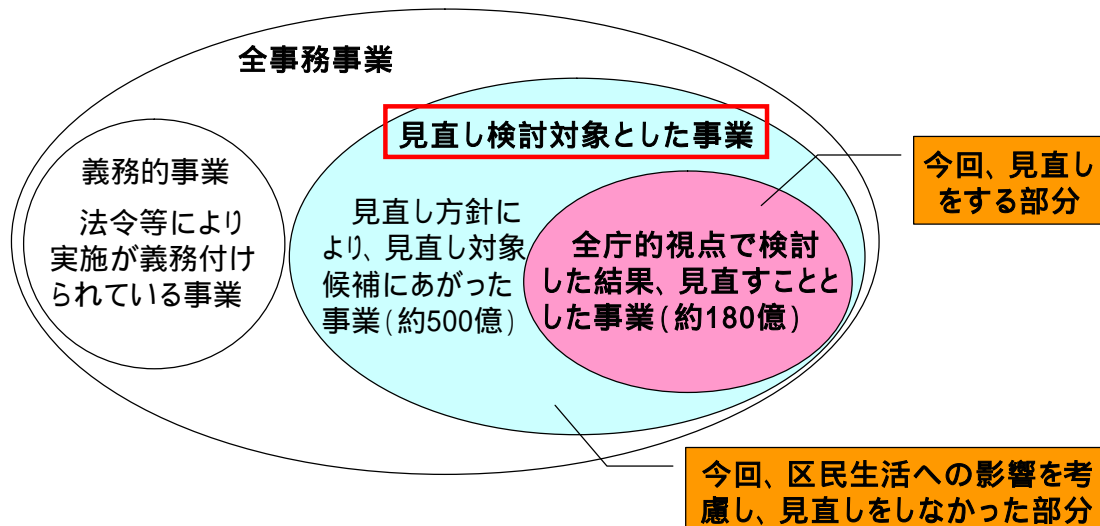
イ 中・長期的目標

財政対応力回復に向けた取り組みを進め、計画的に基金の積み増しを図ることを目指します。

2 緊急財政対策本部における事業見直し

既存の事務事業をゼロベースで見直し、区民生活への影響度、事業実施の緊急度、事業継続の必要性、実施主体の妥当性の視点から事業の優先度を判断し、見直しを行います。今回の見直しにあたっては、各部局において検討組織を設け、見直しの対象となる事業(約500億円分)を抽出したうえで、緊急財政対策本部において全庁的な視点で相対的に施策の優先度を判断して見直すべき事業(約180億円)を整理しています。

(対象となる事業のイメージ)



3 各部局における事業見直し

緊急財政対策本部で見直し対象とならなかった事務事業については、各部局において検討組織で検証した結果に基づき、見直しに取り組みます。

4 新行革計画の策定

平成23年度中に、平成24年度～平成26年度を計画期間とする新行革計画を策定します。緊急財政対策本部で見直し対象となった事業をはじめ、財政健全化に向けて必要な具体的取り組みを明らかにし、計画的、体系的に行財政改革を推進します。

5 次期実施計画の検討

平成25年度を初年度とする次期実施計画の改定作業は平成24年度に実施します。その際には、財政計画の収支見通しに沿って、実施計画のスリム化を検討していきます。

第3章 緊急財政対策にかかる事務事業見直し

財政健全化に向けたアクションプログラムのうち、緊急財政対策にかかる事務事業の見直しについて、5月から全庁的に検討を行っています。

各部局からの検討結果を踏まえた見直し提案を受け、緊急財政対策本部において相対的な施策の優先度に基づき検討し、見直しの方向性として見直し素案をまとめました。

1 見直しにあたっての考え方

緊急財政対策本部においての見直しに当たっては、区民生活への影響度、事業実施の緊急度、事業継続の必要性、実施主体の妥当性の視点からすべての事業をゼロベースで検討し、以下の基準で見直しを行っています。

区民の生命・健康・財産への影響が大きいと判断したものは、継続を前提とし、縮小の場合は削減幅を抑制する。

区立施設の新規建設及び大規模改修については、多額の整備費用を必要とし、財政面で他の施策展開へ与える影響が極めて大きいことから、緊急財政対策期間中（24年度～26年度）の整備は延期する。

啓発、イベント事業については縮小、休止を基本として整理する。

団体補助については、団体の活動内容や補助金の用途を考慮しつつ、厳しい財政状況を踏まえて縮小とし、10%以上の削減を基本として整理する。

2 見直しの内容

今回の見直しにより、25・26年度での112億円の財源不足を回避し、23年度末の貯金（基金）64億円を維持できる見通しとなっています。見直しの概要は以下のとおりです。

（1）見直しによる財源確保額等

財源確保額 180億700万円
常勤職員削減数 111人

（2）見直しによる事務事業の評価

評価区分	内 容	事務事業数
廃止	影響度・緊急度ともに低く事業存続の意義が薄れているもの	58
休止	事業廃止ではないが、当面執行を凍結するもの	13
延期	事業意義はあるが、緊急性の観点から、一定期間実施を見送るもの	23
縮小	事業存続の意義はあるが、事業規模を縮小するもの	339
改善	事業の執行方法等を見直し、経費を節減するもの	176
継続	検討の結果、基本的に現状のまま継続するもの	221

(3) 財源確保額内訳

内 訳	金額(千円)	備 考
事務事業の見直し	13,533,000	各部局における検討結果をもとに緊急財政対策本部で全庁的な視点から相対的な優先度を判断した見直し結果 【主な内容】 (事務の執行方法等の見直し) 各部局事務経費の削減、施設計画修繕費、各種啓発事業の見直し など (事業の廃止) 箱根保養所、高齢者在宅サービスセンター(東が丘を除く) など (事業の休止・縮小) 各種団体への補助金(10%以上の削減)、公益法人(抜本的見直し)、めぐろ区報(総ページ数の削減)、住区センター(運営費の削減)、美術館、社会教育館(運営方法の見直し) など (事業の延期) 東山小学校の改築、碑文谷体育館の改築、校庭整備、区立第四特別養護老人ホームの整備 など
給与・報酬等の見直し	172,000	特別職給与、管理職給与、時間外勤務手当、付属機関委員報酬等の見直し
民間活力の活用	135,000	民間活力を活かした民営化の推進
区有資産の売却	3,900,000	区有地の売却
歳入確保策	267,000	飲料自動販売機入札制度導入等、使用料・負担金等の見直し
計	18,007,000	

(4) 区民生活への影響度を考慮して、今回見直しを行わないもの(主なもの)

- ごみの無料収集
- 地区サービス事務所
- 子ども医療費助成制度
- 私立幼稚園園児保護者補助
- 施設の緊急修繕
- 高齢者・障害者各種助成制度
- 障害者施設運営費
- 予防接種
- 耐震化促進
- 住宅用新エネルギー助成

(5) 見直し後の収支見直し

収支見直し

見直し前

(単位:億円)

年度 (各見込み)	23年度	24年度	25年度	26年度
収入	890	929	851	818
支出	890	929	878	903
財源活用できる貯金(基金)残高	64	39	0	0



財源不足(収入 - 支出) 27 85

見直し後

年度 (各見込み)	23年度	24年度	25年度	26年度
収入	890	898	819	890
支出	890	898	819	890
財源活用できる貯金(基金)残高	64	71	49	64

の見直し前の収支見直しでは、財源不足(「」部分)が25年度27億円、26年度には85億円もの財源不足が想定されていましたが、の見直し後の収支見直しでは、収入と支出が一致し、なおかつ貯金(基金)残高が64億円で維持されています。

3 今後の取り組み

今回の見直しの検討結果を踏まえて、24年度予算への反映、新行革計画の策定による計画的な事業の見直しを図るほか、今後、継続して固定的に負担している費用(経常的経費)についての見直しを検討していきます。

(1) 24年度予算への反映

見直しの方向性に基づき、24年度予算に見直し内容をできる限り反映することで歳出を抑制します。

(2) 新行革計画による計画的な事業管理

今回の見直しの中で、26年度まで計画的、段階的な見直しが必要な事業については、これから策定する新行革計画に盛り込み、計画的に事業の見直しに取り組みます。

(3) 経常的経費の抑制に向けた取り組み

今回の見直しにおいて、区民生活への影響を最大限考慮した結果、経常的経費の抜本的な見直しまでには至らなかったため、引き続き経常的経費の抑制に向けた取り組みを行う。

【今後、計画的に見直しを行っていくもの】

新規採用職員数の抑制で、全体の職員数を削減し人件費の抑制を図る。

管理職ポストの削減により、人件費の抑制を図る。

外郭団体については、廃止や統合を含めた検討を行い、事業経費の削減を図る。

区の公債権・私債権を含めた滞納対策に向けた効率的な徴収方法を検討し、財源の確保を図る。

区有施設については、財政的視点も踏まえて、施設のあり方などについて検討していく。

サービスの質を確保しながら、コストの縮減が図られる事業について、計画的に民営化していく。

以 上